

平成二十年四月二十五日受領
答弁第二九八号

内閣衆質一六九第二九八号

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日口外相会談における北方領土自由訪問の渡航枠拡大の合意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日口外相会談における北方領土自由訪問の渡航枠拡大の合意に関する質問
に対する答弁書

一について

御指摘の「自由訪問」の枠組みの下で、平成十九年末までに、延べ千二百六十一人が北方領土を訪問した。

二及び三について

御指摘の「自由訪問」の枠組みの下では、北方領土の元島民、その家族等が北方領土を訪問することができるが、平成二十年四月十四日の日露外相会談において、元島民の子の配偶者、孫、孫の配偶者、複数の医師及び看護師の同行についても可能にすることで一致した。アイヌの人々についても、当該枠組みの下で北方領土を訪問することができる。したがって、かかる訪問について、別途、御指摘のようなアイヌの人々のための枠を設ける必要があるとは考えていない。

四について

先の答弁書（平成十八年六月二十二日内閣衆質一六四第三五〇号）四についてでお答えしたとおり、御

指摘のようなアイヌの人々のための枠を設ける必要があるとは考えていない。